

トリチウム汚染水(ALPS処理水)海洋放出 絶対反対！



関電は約束違反を認め、高浜・美浜原発の運転を止めよ！

リサちゃんとパパの会話：パート25



リサ ALPS処理水って福島で事故で出てきた汚染水のことでしょ？トリチウムも放射能だし、ほかの放射能も混じっているのよね。なぜ「汚染水じゃない」って言うの？

パパ 耳を疑いたくなるよね。「科学的に説明する」と言いながら、科学的じゃない。リサの言うとおり、トリチウムは遺伝子DNAを構成する水素と性質が同じで簡単に入れ替わってしまう非常に危険な放射能なんだ。薄めれば、その危険性がなくなるかのように言うのはペテン師だね。岸田政権は、こんな主張自体が国内外で信用を失わせていることになぜ気付かないんだろうね。



リサ IAEAって中立的で公平な第三者機関なの？

パパ このIAEAというのは、世界の原子力推進を支援するための国際機関だよ。中立的な立場から公平に判断する第三者機関ではなく、安全を保証する認証機関でもない。

リサ だけど、IAEAが国際的安全基準に合致してるって言うけど、間違いなの？

パパ IAEAは「ALPS処理水海洋放出に関する活動は、国際安全基準と合致し」、「ALPS処理水の放出が人々と環境に及ぼす放射線影響は無視できる程度」と結論づけてるけど、肝心の海洋放出を「正当化」するのは日本政府の責任だと逃げてるんだ。

巻頭以外の目次

1. 使用済MOX燃料等の仏搬出・再処理は関西電力の「約束」とは無関係！ 関西電力は約束違反を認め、高浜1・2号と美浜3号の運転を停止せよ！ 山崎 隆敏（越前市）
2. IAEA報告は、ALPS処理水の海洋放出を「正当化」できず、ロンドン条約・国内法令違反を無視し、「害の受忍」を世界に迫るもの
3. 原子力規制委員会は、実施計画の違反容認・不記載の責任をとり、「実施計画違反のALPS処理水海洋放出」を即刻中止せよ！



リサ ジャー、IAEAは、原子力を進める立場から「放射線の影響は無視できる程度」だって言ってるのね。ところで、「正当化」って何のこと？

パパ ALPS処理水を海洋放出すると放射線被ばくや経済的・社会的・環境的な影響が出るけど、被害を受ける人々は海洋放出から何の利益も受けない。だから、海洋放出がなぜ必要なのか、なぜ避けられないのかを説明しなければならぬ。それが「正当化」の手続きなんだけど、岸田政権はその説明責任を完全に放棄している。



IAEAは自分で説明できないから、それは「日本政府の責任」だと突き放し、「この報告書はその政策を推奨したり支持したりするものではない」と逃げてる。そんなIAEA報告を錦の御旗として掲げるのは滑稽だし、余りにも能天気だ。にもかかわらず、岸田首相はIAEA報告で国際的なお墨付きが得られたかのように振る舞い、「健康や環境に悪影響のある放出を認めることはない。科学的根拠に基づき、高い透明性を持って国内外に丁寧に説明していきたい」と言ってるけど、まず最初になすべきことは、ALPS処理水の海洋放出をなぜ正当化できるのか、国内外に「科学的根拠」をもって説明することだ。それができないのなら海洋放出を断念すべきだ。IAEAは「無視できる程度」だと言うけど、それを判断するのは被害を受ける人々であって、IAEAじゃない。

しかも、IAEA報告には真ん中に大きな穴が空いてる。それは、ALPS処理水の海洋放出がロンドン条約に違反していること。ロンドン条約は「放射性廃棄物その他の放射性物質の故意の海洋処分(投棄)を全面禁止」している。なのに、IAEAはこれを国際安全基準からわざと外してる。個人への放射能の影響がどんなに小さくても、人や環境に「無害とは証明できない」というのがロンドン条約加盟国から委嘱された専門家パネルの結論だった。化学毒物は薄めれば無害になるけど、放射性物質は薄めても無害にはならない。どんなに薄めても、放射線被ばくによる影響には閾値がなく、どんなに微量でもDNA破壊の危険が伴うという本質的な危険性がある。IAEAはそれを無視している。IAEAも国際関係機関として、ロンドン条約で放射性廃棄物の海洋投棄が全面禁止された経緯を十分よく知っているはず。なのに、これを無視するなんてひどすぎる。

リサ 日本の漁師さんたちも反対しているんでしょう。「断固反対」だって聞いたけど。

パパ 福島県漁連は「断固反対の姿勢は変わらない。『関係者の理解なしにはいかなる処分もしない』との約束を守れ！」と、今も東電や政府に言い続けている。原発事故のため試験操業しかできず、魚から放射能汚染が確認されなくなってようやく本格操業に向けて一歩踏み出そうとした矢先に、ALPS処理水の海洋放出が、「反対」を無視して一方的に決められたんだ。怒り心頭だろうと思う。漁師さんたちも、半減期を利用して100年間保管すれば、海を汚さないで解決できると言っている。まさに、「正当」で、「科学的根拠」のある主張だ。

リサ 「ALPS処理水の海洋放出は避けて通れない」っていうのは、本当？

パパ 「なぜ、避けて通れないのか」は何も具体的に説明しないままだ。科学的根拠のある説明ができないんだよ。たとえば、東京電力のデータに基づいて、「12万トン分のタンク増設余地・予備タンクがあるじゃないか」、「タンク群が廃炉作業を妨げているのではなく、廃炉作業を妨げているのは溶融燃料デブリであって、タンク解体を要する急ぎの敷地利用計画なんて、ないじゃないか」、「地下水の建屋流入量は減ってて、汚染水発生量は数年でゼロにできるじゃないか」という私たちの主張には、全く反論できない有様だ。「海洋放出ありき」なんだね。

リサ 「夏頃に海洋放出する」って？ IAEA報告はこれに間に合わせたってわけ？

パパ 年初に政府が「春から夏頃に海洋放出を始める」と言ったのを見て、IAEAもあわてたんだろう。本当はタンク水から採取した3種類の試料の分析結果が出そろってから出す予定だったのに、結果が揃うのは今年後半になるらしい。1種類目の「二次処理済みのタンク水」の試料分析結果だけを用い、他の2種類の結果が揃わないまま、急いで出したようだ。タンクが満杯になる時期が来年2～6月頃まで延びたし、あわてる必要もない。誰かにせがまれたのかもしれないね。その程度に「重い」報告書なんだ。海洋放出を「正当化」するのは日本政府の責任で、「IAEAはその政策を推奨も支持もしない」というんだから、無責任極まりない。ロンドン条約や国内法令に違反し、「害の受忍」を世界の人々に迫るとは、ひどいね。

リサ そんなIAEA報告にすぎるなんて、どうかしてる。岸田政権の支持率も下がってるし、他力本願で、自信がないのね。

パパ 関係者の理解が全く得られないからIAEA報告を使って、国内外で噴出し続ける放出反対の世論を鎮めようとしたんだね。自らは「科学的根拠のある説明」をしないで、海洋放出に反対する人々には「科学的根拠のない反対」だと決めつけ、IAEA報告に沿って「丁寧な説明をします」というのはサイテーだ。自信のない傲慢な権力者のやり方で、政権墮落を象徴する出来事だね。

リサ 万葉集にある、「いよいよますます悲しかりけり」の象徴だよな。

パパ その結果が、日本政府の意図通りにはならず、ALPS処理水の海洋放出は「正当化」できず、日本政府の責任と突き放され、ロンドン条約や国内法令違反を無視し、国内外の関係者に、放射線被ばくに加えて、経済的、社会的、環境的要因のすべてに関わる害を強要するものでしかなかったのは歴史の皮肉とも言える。

そんなIAEA報告を皆で徹底的に批判し、「正当化」できないALPS処理水の海洋放出を何としても断念させないとね。

リサ 関西電力もひどいよね。カルテル問題に続き、今度は使用済燃料の問題で、はちゃめちゃな言いわけを福井県にしたって？

パパ 高浜3・4号から取り出した使用済MOX（プルトニウム・ウラン混合酸化物）燃料約10トンと使用済ウラン燃料約190トンの計約200トンを2020年代後半に仏へ搬出し、2030年代初頭に仏再処理工場で使用済MOX燃料の再処理研究を行う件だね。森望関電社長が6月12日に杉本達治福井県知事へ報告した際、唐突に、今年末までとしていた使用済燃料中間貯蔵施設の県外立地について「約束はひとまず達成された」と言ったんだ。だけど、どう理解したら、そうなるのか、全くわからないよね。

リサ こんな説明で、福井県の人達は納得しているの？

パパ 説明自体が意味不明だ。二つがどうつながるのか、わかるはずがない。皆、ええーと驚いてる。最初に中間貯蔵先として浮上したのが、東電と日本原電のむつ市中間貯蔵施設だった。関電との共同利用の声が出て、むつ市長が猛反発する中、電事連や政

府が支援に乗り出すんじゃないかと戦々恐々としていたのに、全く違う話が飛び出したんだから、「びっくりした」というのが本当のところだろうね。結局、明らかになったのは、今年6月にむつ市長が青森県知事に転出し、前むつ市長と縁の深い後継むつ市長が誕生したため、むつ市に関電の要望を受け入れさせる余地はなくなったこと。やむを得ず、「使用済燃料200トンの仏輸出がその代わりだ」と強引にねじ込んで「約束」を果たしたことしようとしたこと。今年末までに約束を果たせなければ、高浜1・2号と美浜3号の運転停止を余儀なくされる中、12年ぶりに高浜1・2号の再稼働を7月末と9月下旬に計画していて、年末に「約束違反」を問われて運転停止を迫られるのを何とか避けたいと必死になっていること。関電はこんな奇策で福井県民の了解が得られると思っているのだろうか。「余りにも福井県民を馬鹿にしている」としか思えない。

リサ 政府はどう言ってるの？

パパ 関電の動きに呼応して、資源エネルギー庁の小澤典明次長が6月23日、福井県庁を訪れて国の見解を説明している。「使用済燃料が県外に搬出され、行き先が明確になることが福井県にとって本質的に重要と考えている。5%程度ではあるが、県外搬出という意味で中間貯蔵と同等の意義があり、計画地点の確定は果たされたと評価できる」と言うんだ。これこそ「科学的根拠のない説明」の典型だ。政府もむつ市の現状が打開されないことを認識して、「これしかない」と判断してのことだろうけど、余りにお粗末な政治的判断だ。対応した櫻本宏副知事は「県民に分かりにくく、具体性に乏しい」と疑問を呈し、関電の原発内にたまる使用済核燃料の全体的な搬出実行など4項目について再度回答するよう求めた。当たり前だね。県議会からも「説明に納得できない」などの批判が相次いでいる。県知事も、これを機に、再処理・プルトニウム政策が破綻している現実を直視し、危険な老朽原発の運転を認めず、原発に頼らない福井県を作るための一歩を踏み出すべきだね。今がそのチャンスとも言える。安易に妥協すれば、県民が黙ってはいないだろう。

サヨナラ原発福井ネットは若狭ネットと共に、使用済燃料問題で福井県交渉を重ね、使用済燃料をこれ以上生み出さないことが重要だと訴えている。この主張を新聞折り込みで広げ、一大県民運動にしようと呼び掛けている。1口500円のカンパで約80軒に折り込みができる。これを支えたいね。

使用済MOX燃料等の仏搬出・再処理は関西電力の「約束」とは無関係！ 関西電力は約束違反を認め、高浜1・2号と美浜3号の運転を停止せよ！

山崎 隆敏（越前市）

使用済MOX燃料等の仏搬出で「約束」を果たした？

関西電力の森望社長は6月12日、杉本達治福井県知事と会談し、高浜原発の使用済MOX燃料10トンを含む使用済燃料200トンを2020年代後半にフランスへ輸送し、2030年代初頭に仏商業用再処理工場で再処理する計画を示しました。そして、「使用済燃料が福井県外へ搬出されるという意味で、中間貯蔵施設の県外立地と同等の意義がある。『2023年末を最終の期限として取り組む』としていた福井県外における中間貯蔵の計画地点の確定は達成され、2021年2月に福井県知事にご報告した約束は、ひとまず果たされたと考えている。」と伝えました。使用済核燃料の中間貯蔵先を2023年度末までに示すと県に約束していた一件はこれで着落としたかのようにですが、さすがに杉本知事もそのまますんなり認めることはできず、立地市町の意見や県議会の意見を聞く、と留保しました。

県・市町議会と県民からの反発相次ぐ

6月19日には関電が美浜町議会への説明を行いました。町議の松下照幸さんからの報告では、「知事との約束は果たされた」という関電の説明に、6名の議員から批判的な発言が出たそうです。私たち(サヨナラ原発福井ネットと若狭ネット)も、すぐさま県への申し入れ文書を送り、県との交渉を求めました。福井ネットの若泉さんは、県議全員にこの県への申し入れ文書を添付し、「将来世代に対して、無理が通れば道理引込むことを阻んだと、胸を張って言えるよう、良識をお示ください」とのメールを送りました。資源エネルギー庁が6月23日、桜本宏副知事と県議会に「県外搬出を確実にする手段として、中間貯蔵と同等」と説明した際、桜本宏副知事が「県民からは根本的な問題解決でなく先送りではないかとの批判の声が出ている」(東京新聞6.23)と発言していましたが、この若泉さんの素早い動きが反

映された結果だと思います。

使用済み燃料の問題で福井県交渉を重ねる

私たちはここ数年、使用済核燃料問題を集中的にとりあげ、いく度も福井県との交渉を行ってきました。少なくとも、使用済核燃料の問題に関しては県(原安課職員)と私たちとで問題点(危機感)を共有できているらしいことを私は、ここ数年間の交渉で感じることができていました。使用済核燃料問題に関しても言えば、県と私たちとはほぼ同じ立ち位置にいると言えそうです。ただし、県は「使用済核燃料を県外へ出せ」と主張していますが、私たちは「使用済核燃料をこれ以上作り出さず」として、両者の主張に決定的な違いはあります。

福井県知事は国に「再処理工場完成」を直言！？

とはいえ、その後の杉本知事の発言を見る限りでは、知事には、核のゴミに対する強い危機感があるわけではないことが感じとられます。たとえば福井県議会で、大飯・高浜選挙区選出の田中議員は、使用済核燃料をフランスに搬出する関電の計画について「核燃料サイクルを推進することでは一歩前進」と評価し、「立地自治体は、動き出した原発を止めるのではなく、核燃サイクルが確実に進むよう協力していくこと」と指摘したそうです。これに知事は、「中間貯蔵問題は再処理工場が完成していないことが大きな原因で、早期の完成に向けて政府全体として取り組むことが必要。県としても直言したい」と答弁しています(7月3日産経新聞)。

まず、うまくいくかどうかとも不確実なフランスでの使用済MOX燃料の再処理実験を「核燃料サイクルの推進」とハシヤグお目出度さにはあきれられるしかありません。それに、たとえ六ヶ所再処理工場が完成しても、余剰プルトニウム問題が足かせとなり、フル稼働など見通せない状況です。また、フランスで使用済MOX燃料を再処理して生まれるプルトニウムも「余

剩プルトニウム」として加算され、さらなる足かせとなるでしょう。つまり、田中議員も知事も「核燃料サイクル破綻」の意味が理解できていないのです。ともあれ、知事は今後、政府の説明という儀式を経て、関電との約束をうやむやにしてしまう可能性もあります。

福井県・議会の「不作為の責任」は重大

ところで、20年前の2003年、西川(前)知事の時代に、私たち(若狭ネット)は、使用済核燃料の中間貯蔵施設について質問し、県からその回答も得ています。それを見れば、関電や国の責任だけでなく、県の見通しの甘さが、問題をさらに深刻にしまったことがあらためて実感されます。なにしろ、2003年の時点で敦賀若狭に貯蔵されていた約2,600トンの使用済核燃料が、現在では4,280トンに膨れ上がってしまったのですから。福井県や議会の(危険で行き場のない使用済燃料を延々と生み出し続けるのを事実上野放しにし容認し続けた)不作為の責任も問うていきたいと思います。

20年前、私たちは県に、使用済核燃料の中間貯蔵施設について次のように質問しました。

<質問項目4の抜粋>

4. 福井県下の原発15基のサイトには貯蔵容量約6,200トン(管理容量約4,600トン)の使用済核燃料貯蔵プールがあり、すでに約2,600トンが保管され、六ヶ所再処理工場の貯蔵容量3,000トンに相当する使用済核燃料が集中する貯蔵地域になっています。・・・・(中略)・・・これでは中間貯蔵施設を県外に作らなくとも、原発サイトが事実上の中間貯蔵施設になってしまいます。関西電力は、さらに高浜原発でラッキングによる集中貯蔵を行おうとしています。貴職は原発サイトでの貯蔵増強策をどこまで、何トンまで認めるつもりですか。サイト内で30～50年間の貯蔵でも認めるつもりですか。

前回の貯蔵増強策を承認した際は、中間貯蔵施設の立地点を2010年度までに操業開始することが条件でしたが、関西電力も日本原子力発電も(むつ市での一部貯蔵計画を除き)未だにその立地点を明らかにしていません。この約束が守られるという保証を貴職は得ているのですか。候補地を知って

いるのであれば、県民に隠さず公表してください。

この質問に、県(原子力安全対策課)は次のように回答しています。

<福井県の回答>

○高浜原発での使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更計画も、これらの発電所と同程度の貯蔵余裕を確保するものであり、また六ヶ所再処理工場の使用済燃料の受け入れが当初の計画通りに進んでいないことなどから、中間貯蔵施設が操業を開始する以前に貯蔵余裕がなくなる可能性があるために計画されたもので、長期保管につながるものとは考えていない。

○使用済燃料の問題については、基本的に中間貯蔵施設の操業開始や六ヶ所再処理工場の操業開始がなければ解決しないものと考えており、中間貯蔵施設については2010年までに操業を開始すれば、2010年度以降の使用済問題については解決されるものと考えている。

○県内の電力事業者が計画している中間貯蔵施設の具体的な立地点については、県は承知していないが、いずれにしても中間貯蔵施設を2010年までには建設するよう事業者に求めてゆくところである。

県交渉と新聞折り込みで県民運動を広げよう

私たちは、7月28日の午後2時から県と今回の使用済MOX燃料等の仏搬出問題で交渉します。その後、この問題について、私たちの見解をチラシにして県内に新聞折り込みをし、この問題の重大さを福井県民に広くアピールし、使用済燃料をこれ以上作らせない運動を広げていきたいと考えています。今のところ手元資金に余裕はなく、カンパを募りながら少しずつ折り込んでいきたいと思います。

1口500円のカンパで約80軒に新聞折り込みできます。何口でも結構ですので、ご協力をよろしくお願いします。

カンパ振込先は、下記のいずれでも結構です。

■振替口座 サヨナラ原発福井ネットワーク
00780-9-40314

(連絡先:福井県越前市瓜生町51-2 若泉方)

■振替口座 若狭ネット 00940-2-100687

IAEA報告は、ALPS処理水の海洋放出を「正当化」できず、 ロンドン条約・国内法令違反を無視し、「害の受忍」を世界に迫るもの

国際原子力機関IAEAは7月4日、「福島第一原発におけるALPS処理水の安全レビューに関する包括報告書」を日本政府へ提出しました。

そこでは、「ALPS処理水の海洋放出に対するアプローチおよび東京電力、原子力規制委員会、日本政府による関連活動は、関連する国際安全基準と合致している」とし、「総合的な評価に基づいて、東京電力が現在計画しているALPS処理水の放出が人々と環境に及ぼす放射線影響は無視できる(negligible)程度である」と結論づけています。しかし、国際安全基準には、IAEAも関与していて「放射性廃棄物その他の放射性物質の故意の海洋処分(投棄)を全面禁止」したロンドン条約は除外されています。また、薄めれば安全になる化学毒物とは異なり、放射性物質には閾値がなくどんなに微量でもDNA破壊の危険が伴うという本質的な危険性がありますが、これを無視しています。しかも、IAEAとしてはALPS処理水の海洋放出を「正当化」できず、「それは日本政府の責任」だと突き放し、「この報告書はその政策を推奨したり支持したりするものではない」と逃げてさえます。報告書自体も、タンク水の3種類の試料のうち1種類目の「二次処理済みのタンク水」の試料分析結果だけを用い、他の2種類の「二次処理前のタンク水」の結果が揃わないまま出された「包括」報告書であり、日本政府の海洋放出スケジュールに合わせた急ごしらえと言えるものでした。

これらを十分承知しているはずの岸田首相は、IAEA報告書を歓迎し、「健康や環境に悪影響のある放出を認めることはない。科学的根拠に基づき、高い透明性を持って国内外に丁寧に説明していきたい」(福島民友新聞2023/7/5)と述べ、国際的な安全性のお墨付きを得たかのように振る舞っています。

以下では、IAEA報告書の実態を暴き、ALPS処理水の海洋放出は「正当化」できないものであり、ロンドン条約や日本国内の法令に違反し、「害の受忍」を世界の人々に迫るものであることを示します。

IAEAは海洋放出の「安全認証機関」ではない

IAEAは「原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されるのを防止すること」を目的としており、各国の原子力利用を支援する機関ではあっても、その原子力利用が国際安全基準や各国の法令・規制基準に適合しているかどうかを審査し認証する機関ではありません。合致しているとされる国際安全基準は、国連の所管機関や専門機関と協議または協力を得て策定されたものとはいえ、IAEAの権限で策定されたIAEAの安全基準にすぎません。

IAEA安全基準が「日本の国内法令に導入されているかどうか」や「国内法令や規制基準と整合しているかどうか」は検討していません。原発重大事故後の「現存被ばく状況」やその下での公衆の被ばく防護など国際放射線防護委員会ICRPによる勧告の多くも国内法令には導入されていません。したがって、IAEAは、IAEA安全基準に合致するかどうかをレビューしてはいても、国内法令に合致しているかどうかには全く触れられないし、触れてもいません。

ロンドン条約は故意の海洋処分(投棄)を全面禁止

IAEAが念頭に置く国際安全基準はIAEA安全基準であり、「放射性廃棄物その他の放射性物質の投棄(故意の海洋処分)は、種類、形状または性状によらず全面的に禁止する」としたロンドン条約は対象外とされ、同条約締約国会議から委嘱された専門家パネルによる「過去の放射性廃棄物の投棄による人や環境への影響は小さいが、無害(harmless)とは証明できない」との報告も除外されています。

ロンドン条約は、1972年の締結当初、高レベル放射性廃棄物の海洋投棄は禁止されたものの、低レベル放射性廃棄物は特別許可で認められていました。1983年第7回締約国協議会議で、太平洋島嶼国のキリバスとナウルが低レベル放射性廃棄物の海

洋投棄全面禁止を求める改正案を提出、専門家による科学・技術的レビューの結果が出るまで海洋投棄を中止する自発的かつ法的拘束力のない低レベル放射性廃棄物投棄モラトリアムが採択されました。

1985年9月の第9回ロンドン条約協議会議に提出された専門家パネル報告には次のように記されています。「北東大西洋投棄場所での過去の放射性廃棄物海洋投棄による個人への現在および将来のリスクは非常に小さい。(致命的な癌または重度の遺伝性欠損症を発症する)リスクは、今から約200年後にピークになり、年に 10^{-9} 未満のレベルまたは10億分の1の確率と推定される。」「個人への非常に小さなリスクにもかかわらず、投棄された廃棄物の長寿命の構成要素による全世界の人々の集団被曝線量は、過去の投棄による犠牲者の総数が、今後1万年にわたって最大約1,000人に及ぶ可能性があることを意味している。」これを受け、同会議では、「科学報告では低レベル廃棄物の投棄が環境に危険であることは示されなかったが、投棄が無害であることも証明されなかったという一般的な合意があった。」と総括され、追加の科学研究と合わせて「放射性廃棄物海洋投棄のより広範な政治的、法的、経済的、社会的側面に関する追加の研究」の完了まで海洋投棄を引き続き中止する決議が採択されたのです。

次の1986年第10回協議会議では専門家パネルに「放射性廃棄物の海洋投棄が人命に害を与えたり重大な損傷を引き起こしたりしないことが証明できるかどうかを検討する」よう委嘱し、1993年8月31日の専門家パネルによる最終報告では「放射性廃棄物の海洋投棄が人命に悪影響を与えたり海洋環境に重大な被害を与えたりしないことが証明できるかどうかに関する合意が欠如している。」と結論づけられました。これを受け、1993年11月の第16回協議会議では「すべての放射性廃棄物の海洋投棄の全面禁止」が決定され、日本政府もその直前に低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を禁止し、従ったのです。つまり、「リスクが10億分の1未満と小さければ海洋投棄は許される」という論理は、このときのロンドン条約締約国会議で明確に否定されたのです。大気圏内核実験が禁止され、放射性廃棄物の海洋投棄が

禁止されたのは、放射線被ばくによる害には閾値がなく、どんなに微量でもDNAが破壊され、命と健康が破壊されるという本質的な危険性があるからです。

たとえ、ALPS処理水の海洋放出がIAEA安全基準に合致していたとしても、ロンドン条約や国内法令に違反しています。ロンドン条約に最初から関与し、放射性廃棄物海洋投棄禁止の経緯を十分知っているIAEAはそれを意図的に隠しているのです。

被ばくを強要するための放射線防護体系

原子力利用には労働者被ばくや公衆被ばくが避けられません。そのため、IAEAやICRPは、被ばくを強要するためには、「正当化(被ばくによる害よりも多くの益をもたらすべき)」、「最適化(被ばく線量は、社会・経済・環境要因を考慮して合理的に達成可能な限り低く維持されるべき)」、「線量限度(個人に許容される放射線被ばくの上限值)」という放射線防護の三原則を作り、遵守するよう求めています。

ALPS処理水の海洋放出に則して言えば、「正当化」では、放射線防護の範囲をはるかに超えて、経済的、社会的、環境的要因の考慮も含めて、誰にどのような利益が生まれ、誰にどのような損害が加わるのかを全面的に評価し、利益のほうが損害より大きいことを示さねばなりません。二つ目の「最適化」では、ALPS処理水の処分策の中で、海洋放出のほうがタンク貯蔵継続や一部グラウト固化など他の処分策と比べて、被ばく線量を社会・経済・環境要因を考慮して合理的に低減できることを示さねばなりません。最後の「線量限度」では、公衆の被ばく線量限度1mSv/年を犯さないこと、とくにそれを担保するための国内法令「線量告示」を確実に遵守できることが保証されねばなりません。

最大の問題は、原子力利用で主に利益を受ける者がそれを推進する政治家、電力会社(原子力事業者)、原子力メーカー等である一方、主に害を受ける者が被ばく労働者や一般公衆であるという点です。つまり、利益を受ける者と害を受ける者が同一ではなく分離していて、両者の利害は根本的に対立し、放射線防護の三原則を巡って、しばしば激しい闘いが避けられないことです。どちらの立場に立

つかによって、その主張が真っ向から対立するのです。ALPS処理水の海洋放出についても放射線防護の三原則を巡ってシビアな対立が続いています。

ALPS処理水の海洋放出は「正当化」できない

放射線防護三原則のうちで最も重要なものは「正当化」の原則です。ALPS処理水の海洋放出を「正当化」できなければ、海洋放出そのものが成り立たず、「最適化」も「線量限度」も問題外となります。ところが、IAEA報告書では、「ALPS処理水の放出決定を正当化する責任は日本政府にある。」として自ら判断せず、グロッシ事務局長は序文で「福島第一原子力発電所に保管されている処理水の放出は日本政府による国家的決定であり、この報告書はその政策を推奨したり支持したりするものではないことを強調したい」と明記し、完全に責任回避しています。

当の日本政府は、「ALPS処理水の海洋放出は避けることができない」と言いながら、「12万トン分のタンク増設余地・予備タンクがある」、「廃炉作業を妨げているのは溶融燃料デブリであり、タンク解体を要する急ぎの敷地利用計画などない」、「汚染水発生量は減っており、数年でゼロにできる」という私たちの主張に全く反論できていないのです。ALPS処理水の海洋放出で直接的な害を被る漁民は断固反対し、農林水産業、観光業、商工業会、福島県内外の自治体も反対しています。これらの「関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」と文書確約しながら、日本政府も東京電力も「正当化」の具体的論拠を示せず、「正当化は日本政府の責任」だと突き放しているIAEA報告を錦の御旗として掲げるのは余りにも滑稽で、能天気だと言えます。ALPS処理水の海洋放出で何の利益も受けず、放射線被ばくのリスクに加えて経済的、社会的、環境的要因に及ぶ広範な害を被るだけの周辺諸国や太平洋島嶼国等は当然ながら、激しく怒り、反対し続けています。その根本原因は、ALPS処理水の海洋放出を決定した日本政府自身がそれを「正当化」できないことにあると言えるのです。であれば、ALPS処理水の海洋放出計画を中止し、「正当化」できる根拠を世界に示し、「理解が得られない限りいかなる処分もしない」との文書

約束を厳守すべきです。

線量拘束値未满是切り捨てるのが「最適化」?

「最適化」については、「原子力規制委員会は最適化の要件(線量拘束値0.05mSv/年)を定めて規制し、東京電力はこれを考慮している」とするだけで、海洋放出以外のタンク貯蔵継続等による被ばく線量低減策には一切触れていません。東京電力による放射線環境影響評価結果によれば、人への影響は0.000002～0.00004(10万分の0.2～4) mSv/年と低く、被ばく線量が線量拘束値0.05mSv/年を超えなければ最適化できていると勝手に評価しています。これは線量拘束値0.05mSv/年を閾値と見なし、この値未満なら「それ以上線量低減する必要はなく、被ばくを強要すればよい」という立場にほかなりません。しかも、この線量拘束値は事故の起きていない「計画被ばく状況」で用いるべきものであり、非常事態宣言が出たままで放射能災害が続いている福島第一原発にこれを適用すること自体が間違っています。

東京電力の放射線影響評価も、太平洋の膨大な量の海水で希釈されることを想定したシミュレーションの一例に過ぎず、深層流や海流などが入り乱れる「複雑系」の挙動は想定不可能ですし、遠方へ広がるため、より多くの人々が影響を受けることは避けられません。個々人のリスクは小さくても、人類全体のリスクを小さいと「無視する」ことはできないはずで、これ以下なら安全という閾値がなく、ごく微量でもDNAが破壊されて人に害が出るのが放射線リスクの特徴です。だからこそ、ロンドン条約では「影響は小さくても、無害とは証明できない」との専門家パネルの報告を受けて、放射性廃棄物その他の放射性物質の海洋投棄を全面的に禁止したのです。同じような放射線影響評価をしながら、結果としての行動にこれほどの違いが出るのは、海洋汚染を防止しようとするロンドン条約の立場と各国の原子力利用を支援し、ALPS処理水海洋放出を支援しようとするIAEAの立場の違いによるとしか考えられません。

公衆の被ばく「線量限度」の国内法令違反を無視

「線量限度」については、炉心溶融事故による原

子力災害がまるでなかったかのように、「東京電力による放射線環境影響評価は保守的であり、ALPS処理水海洋放出に伴う人への影響は、線量拘束値0.05mSv/年と公衆の被ばく線量限度1mSv/年を下回っている」と評価しているだけです。国内法令の「線量告示」には「敷地境界の『実効線量と1mSv/年との比』および『放出放射能濃度と告示濃度限度との比の総和』の合計が1を超えないこと」と定められていますが、これに違反していることは無視されています。

国際安全基準では、事故後の「現存被ばく状況」と事故前の「計画被ばく状況」を区別していますが、国内法令では区別しておらず、また、福島第一原発が「特定原子力施設」に指定された後も「線量告示」は適用除外されておらず、公衆の被ばく線量限度は、現存被ばく状況か否かにかかわらず、1mSv/年の線量限度を遵守するよう求められています。その実効線量から除外できるのは自然放射線と医療被ばくだけですが、福島第一原発敷地境界のモニタリングポストは2023.6.1現在2.9～8.9mSv/年と高く、線量告示によれば、新たな放射能放出は原則として認められないのです。

このようにロンドン条約を無視し、国内法令の「線量告示を無視したIAEA報告に基づいてALPS処理水の海洋放出が国際的に承認されたかのように振る舞うのは、「原子力推進のためには労働者や公衆の放射線被ばくはやむを得ない」とするIAEAの立場に立ってALPS処理水の海洋放出を進めると宣言するようなものです。

タンク汚染水の3種類の試料分析が整っていない

IAEA報告は、タンク貯留汚染水から採取した3種類の試料のうち、1種類の試料分析が終わった段階で包括レビューとして発表されました。残りの2種類の分析結果は2023年後半に報告される予定です。なぜ、分析結果が整うまで待てなかったのでしょうか。それは日本政府が2023年1月13日、「海洋放出は本年春から夏頃の見込み、IAEAの包括的報告書の発出を経て」と発表したことから、そのスケジュールに合わせたためです。

要するに、IAEA報告は、その要旨に明記されているとおり、日本政府の要請内容に基づいてALPS処理水の海洋放出が国際安全基準に則ったものであることを示し、日本政府の要請する時期にその結果を包括報告書として提出されたものなのです。2021年4月13日、当時の菅政権がALPS処理水海洋放出の基本方針を決定し、7月にはIAEAと対日支援の委託条項に署名し、IAEAは事務局内専門家と外部専門家とからなる特別委員会を設置し、9月以降、5回のレビューミッションと6回の技術報告書を提出しています。

その間に、IAEAは、2022年3月にK4-Bタンクで14日間攪拌・均一化後に1回目の試料を採取し、同年10月にG4S-B10タンクとG4S-C8タンクから攪拌されていない不均一な状態で2・3回目の試料を採取しています。当初は2・3回目の分析結果も2023年初めに整うはずでしたが、包括報告書では2023年後半に公表される予定だとされています。昨年11月に採取された海水、海底堆積物、魚類、海藻類などの試料分析も将来の比較のためのベースラインになるとはいえ、2023年下半年に利用可能になるとされています。ALPS処理水海洋放出に関わる職業被ばく防護の研究所間比較結果も2023年後半に整い、2023年末までに報告書草案が公表される予定だとされています。

つまり、すべての関連資料が整うのは2023年後半であり、包括報告書は本来その後に出されるべきものであったのです。にもかかわらず、7月4日に包括報告書が出されたのは、この報告を使って、国内外で噴出し続ける放出反対の世論を鎮めるためだったのです。その結果が、日本政府の意図通りにはならず、ALPS処理水の海洋放出は「正当化」されず、日本政府の責任とされ、ロンドン条約や国内法令違反を無視し、国内外の関係者に、放射線被ばくに加えて、経済的、社会的、環境的要因のすべてに関わる害を強要するものでしかなかったのは歴史の皮肉と言えます。

このようなIAEA報告を徹底的に批判し、岸田政権に「正当化」できないALPS処理水の海洋放出を何としても断念させましょう。

原子力規制委員会は、実施計画の違反容認・不記載の責任をとり、 「実施計画違反のALPS処理水海洋放出」を即刻中止せよ！

地下水ドレン水が混在すると海洋放出できない

ことの始まりは、原子力規制庁が今年2月9日の脱原発福島県民会議など10団体との交渉で、「サブドレン及び地下水ドレン汲上げ水が混在するALPS処理水は海洋放出できない」と認めたことでした。

東京電力の廃炉・汚染水対策は、「実施計画」に記載し、原子力規制委員会の認可を受け、その記載通りに実施しなければなりません。その実施計画には、「サブドレン及び地下水ドレン汲上げ水はすべて集水タンクへ移送し、浄化処理後に排水する」とされ、「集水タンク満水時にトリチウム濃度が1,500 Bq/Lを超えれば、『タンク等へ移送および原因調査』となり、そこで止まる」ことになっています。実際には、地下水ドレン汲上げ水6.5万トンがタービン建屋へ移送され、ALPS処理水と混在していたのです。

トリチウム濃度の高い地下水ドレン汲上げ水6.5万トンを実施計画通りに集水タンクへ移送すれば、集水タンク満水時に1,500Bq/Lを超えることがわかっていたため、タービン建屋へ移送していたのです。本来なら、「タンク等へ移送してそこで止まる」ことになっているため、「それがALPS処理水と混在しているとすれば海洋放出できない」ことになるのです。

原子力規制庁は、この当然のことを認めたのですが、当初は、「そのような水は存在しない(6.5万トンのタービン建屋への移送などなかった)」と主張し、それが嘘だとばれるや、タービン建屋への移送については「緊急対応の一環のため実施計画への記載は求めている」と豹変したのです。

「緊急対応の一環」というが、そんな事実はない

そこで、私たちは「緊急対応」すべき緊急事態など存在せず、海側遮水壁の閉合で海へ流出できなくなった地下水が溢れ出ること、この地下水は建屋からの漏洩汚染水で汚染されていてトリチウム濃度が高いこと、などは事前に十分知られていたことだと追

及しました。すると、東京電力は、「海側遮水壁の閉合で地下水が溢れるため、事前にタービン建屋への移送ラインを設置し、原子力規制庁へは事後報告し、地下水ドレン汲上げ水の移送先を集水タンクからタービン建屋へ切り替えた。トリチウム濃度が高かったからではない」と言い逃れようとしたのです。

①本当に、地下水ドレン汲上げ水が急増して集水タンクへ受入れられなくなったのか、②地下水ドレン汲上げ水の移送先が集水タンクからタービン建屋へ本当に切り替えられたのか、③地下水ドレン汲上げ水の量は「集水タンクへの移送・浄化処理・排水のプロセス」では追いつかないほど多かったのか、④地下水ドレン汲上げ水のタービン建屋への移送は、トリチウム濃度が高すぎて集水タンクへ移送できなかったからではないか、これら4点が今、最大の争点になっています。

以下では①～③がすべて成り立たない大ウソであり、④に基づいて移送されたことを示し、東京電力と原子力規制委員会・規制庁の大ウソを暴き出したと思います。それが、ALPS処理水の海洋放出を止める重要な切り札になると確信するからです。

集水タンクへ受入れられなくなったのか

まずは、①の集水タンクへの移送量が急増して、満水の危機に陥っていたのかという点です。

東京電力が6月12日の脱原発福島県民会議など10団体との交渉で出された質問への7月3日の回答では次のように記されています：

「・海側遮水壁閉合に伴い、T.P.2.5m盤の地下水位が上昇してきたため、地下水ドレンで、地下水の汲み上げを開始しました。降雨の影響もあり、集水タンクへの移送量が想定よりも多く、集水タンクへの移送停止でT.P.2.5m盤の地下水位の上昇が継続しました。汚染した地下水が海側遮水壁を超えて直接海洋へ流出することを回避し、T.P.2.5m盤の地下水位を保持することを目的に、地下水ドレンの汲み上げ

表1. 2015/11/5～12/31の地下水ドレン汲上げ水等の移送先と移送量の詳細[m³/日:週平均]

排出期間 (1週間区切り)	地下水ドレン汲上げ量 (*1 中継タンクBに記載の167m ³ /日は中継タンクCとの合計値)									サブドレン 及び
	中継タンクA (ポンドA・B)		中継タンクB (ポンドC・D)		中継タンクC (ポンドE)		中継タンクA～C合計 (ポンドA～E合計)			地下水ドレン平均排水量[m ³ /回]
	T/B	集水タンク	T/B	集水タンク	T/B	集水タンク	T/B	集水タンク	計	×排水回数
2015/11/5～11	116	0	36	1	0	28	152	29	181	641 ×3回
11/12～18	142	0	85	0	0	42	227	42	269	622 ×4回
11/19～23	178	0	167	0	*1	79	345	79	424	678 ×3回
11/24～30	152	0	145	0	0	60	297	60	357	755 ×3回
12/1～7	121	0	121	0	0	44	242	44	286	839 ×4回
12/8～14	183	0	132	0	0	51	315	51	366	944 ×4回
12/15～21	140	0	139	0	0	35	279	35	314	953 ×4回
12/18～24	120	0	128	0	0	33	248	33	281	931 ×4回
12/25～31	116	0	119	0	0	29	235	29	264	908 ×3回

注:「12/18～24」は「12/15～21」と一部重なるが、移送量は各週平均のm³/日なのでそのままにした。「サブドレン及び地下水ドレン排水量[m³]」は図1の元データから各期間の集計値である(「12/18～24」は「12/15～21」と一部重なっている)。「サブドレン及び地下水ドレン平均排水量」は排出期間中の総排水量を排水回数で割った平均排水量である。

(出典:東京電力「サブドレン他水処理施設の状況について」, 第24～26回 廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議)

水の移送先を集水タンクから2号タービン建屋へ切り替えました。

東電公表データは事実を語る

ところが、この主張は、表1の東京電力公表データとは異なります。表1は、5箇所の地下水ドレン汲上げポンドA～Eから中継タンクA～C(容量12m³/基×3基)へ収集された水がタービン建屋T/Bと集水タンク(容量1,235m³/基×3基)のどちらへどれだけ移送されたかを示します。海側遮水壁閉合で地下水ドレン汲上げを開始した直後の2015/11/5～11の集水タンクへの週平均移送量は、中継タンクAがゼロ、中継タンクBが1m³/日、中継タンクCが28m³/日で、合計29m³/日にすぎません。中継タンクは容量12m³で3基ですが、集水タンクは100倍の容量1,235m³が3基あり、浄化処理後に、集水タンクと同容量の一時貯水タンク(実施計画では「サンプルタンク」と呼ばれる)7基へ移送され、順次排水されます。わずか29m³/日の移送で集水タンクが満水の危機に陥ることなどありえません。つまり、①の集水タンク満水の危機などなかったのです。

移送先を切り替えた事実もない

他方、タービン建屋への週平均移送量は、中継タンクAが116m³/日、中継タンクBが36m³/日、中継タンクCがゼロで、合計152m³/日にもなります。ところが、中継タンクAは最初からタービン建屋へ全量移

送され、中継タンクBも集水タンクへの移送はわずか1m³/日で、ほぼ最初からタービン建屋へ全量移送されています。中継タンクCは最初から全量が集水タンクへ移送され、タービン建屋へは移送されていません。つまり、②の集水タンクからタービン建屋への移送先の切換などなされていないのです。

この状態は、表1のように2015年末まで続いていて、2016年度以降は、中継タンクAは全量がタービン建屋へ移送され、中継タンクCはほぼ全量が集水タンクへ移送される(8月にタービン建屋へ少量移送)というのは同じですが、中継タンクBではタービン建屋への全量移送から集水タンクへ移送先の切換が徐々に進められています。つまり、②とは逆の「タービン建屋から集水タンクへの移送切換」が行われているのです。この中継タンクBでの移送切換は、同タンクのトリチウム濃度低下に伴い、集水タンクへ移送しても満水時に1,500Bq/Lを超えないことが確実になったからです。

これらの事実から、①と②の7月3日回答は「緊急対応」をでっち上げるために虚偽の事実をねつ造したものであったのです。

浄化処理・排水のプロセスが危機的だったのか

東電回答には書かれていませんが、集水タンクへは地下水ドレン汲上げ水だけでなく、サブドレン汲上げ水も移送されていて、両者が集水タンクで混じり合い、「集水タンクへの移送・浄化処理・排水のプ

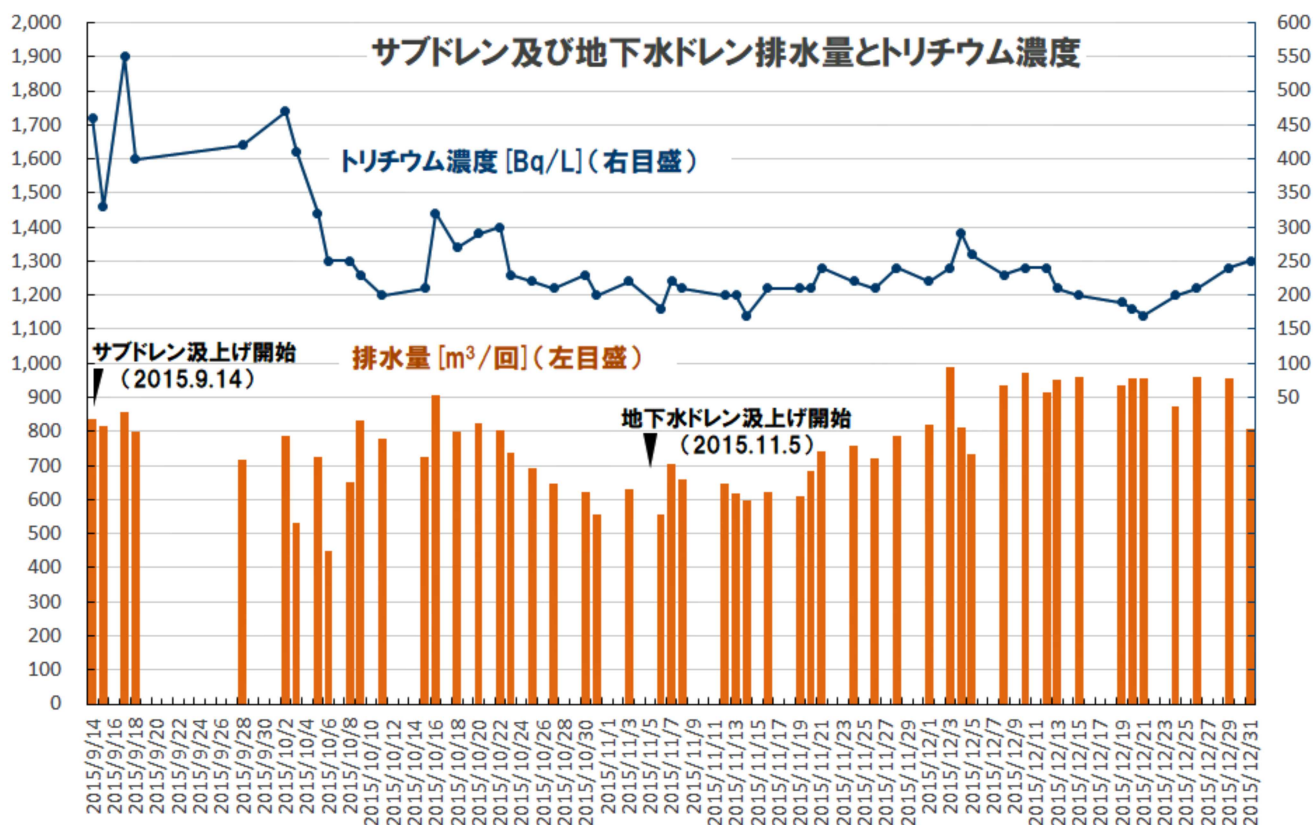


図1. サブドレン及び地下水ドレン排水量とトリチウム濃度の推移

(東京電力「サブドレン他水処理施設の状況について」, 第24～26回 廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議より作成)

表2. 「サブドレン及び地下水ドレン」排水量[m³/回]とトリチウム濃度[Bq/L]の推移

排水日	排水量 [m³/回]	トリチウム [Bq/L]	タンク	排水日	排水量 [m³/回]	トリチウム [Bq/L]	タンク	排水日	排水量 [m³/回]	トリチウム [Bq/L]	タンク
2015/9/14	838	460	A	10/25	693	220	G	12/1	821	220	D
2015/9/15	817	330	B	10/27	647	210	A	12/3	989	240	E
2015/9/17	856	550	E	10/30	622	230	B	12/4	811	290	F
2015/9/18	799	400	F	10/31	557	200	C	12/5	734	260	G
2015/9/28	715	420	G	11/3	630	220	D	12/8	937	230	A
2015/10/2	786	470	A	11/6	557	180	E	12/10	974	240	B
2015/10/3	532	410	B	11/7	706	220	F	12/12	913	240	C
2015/10/5	727	320	C	11/8	660	210	G	12/13	951	210	D
2015/10/6	451	250	D	11/12	649	200	A	12/15	962	200	E
2015/10/8	652	250	E	11/13	617	200	B	12/19	937	190	F
2015/10/9	833	230	F	11/14	599	170	C	12/20	957	180	G
2015/10/11	778	200	G	11/16	623	210	D	12/21	955	170	A
2015/10/15	727	210	A	11/19	608	210	E	12/24	873	200	B
2015/10/16	905	320	B	11/20	684	210	F	12/26	960	210	C
2015/10/18	800	270	C	11/21	742	240	G	12/29	957	240	D
2015/10/20	822	290	D	11/24	758	220	A	12/31	806	250	E
2015/10/22	802	300	E	11/26	722	210	B	2016/1/3	711	230	F
2015/10/23	736	230	F	11/28	785	240	C	2016/1/4	706	220	G

注: 図1の元データであり、図1でわかるように毎日排出しているわけではなく、排出日毎のデータである。「タンク」は一時貯水タンク(実施計画では「サンプルタンク」と呼ばれる)A～Gの7基からほぼ順番に排出される。サブドレン及び地下水ドレンで汲上げられた地下水は集水タンク3基に集められ、浄化処理後に一時貯水タンクへ移送され、排出される。

(東京電力「サブドレン他水処理施設の状況について」, 第24～26回 廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議より作成)

ロセス」を経て排水されます。念のため、このプロセスが危機的な状態になっていなかったかを見てみましょう。

図1と表2が、サブドレン及び地下水ドレン排水量とトリチウム濃度の推移です。図1は表2を図示したもので、同じデータです。図1でわかるように、排水は1日に1回で、排水されない日もあります。表1の右端の列には週毎の排水回数と平均排水量を集約して示しています。これを見れば、週に3～4回の排水で、週のほぼ半分は排水されていないことがわかります。地下水ドレン汲上げ開始直後の2015/11/5～11の排水回数は3回で平均排水量は641m³/回です。仮に、同期間にタービン建屋へ移送された152m³/日(1週間で1,064m³)が集水タンクへ移送されていたら危機的になったのでしょうか。集水タンクや一時貯水タンクの容量面では全く問題ありません。浄化処理設備は800m³/日の処理能力ですので、ここがネックになるかも知れません。しかし、1週間の処理能力5,600m³に対し、排水量1,923m³+集水タンクへの移送切替量1,064m³=2,987m³となり、これを処理しても53%の稼働率で、全く問題ないと言えます。1回の排水量が増えるか、排水回数が3回から4回へ増える程度ですみます。他の期間も同様です。つまり、集水タンクへの移送・浄化処理・排水のプロセスが危機的な状態には陥っていなかったと言えるのです。

2017年3月には地下水ドレン汲上げ水のタービン建屋への移送はゼロになり(2017年2月以降の地下水ドレン前処理設備出口濃縮水の3号機タービン建屋移送分を除く)、100～200m³/日の汲上げ水の全量が集水タンクへ移送され、2021年6月現在なお60m³/日程度で続いています。他方、サブドレン汲上げ能力を増やすため、2017年12月までに浄化設備の処理能力が800m³/日から1,500m³/日へほぼ倍増され、一時貯水タンクが7基から11基へ、集水タンクが3基から7基へ増設されました。福島第一原発では重大事故を起こす前にもサブドレンで800m³/日の地下水を汲上げていましたので、当初の800m³/日の浄化処理能力はこれに合わせたものと推定されますが、上昇した地下水位を引き下げるにはサブドレン汲上げ量を一層増やす必要があつてのことでしょう。

ただし、ここまでの議論では、地下水ドレン汲上げ水のトリチウム濃度に関係なく、汲上げ水を集水タンクへ全量移送できると仮定しましたが、実際は違います。東京電力は未だに認めていませんが、トリチウム濃度が高かったため移送できなかったのです。

トリチウム濃度の高いことは想定していた

東京電力の7月3日回答では、「地下水ドレン汲上げ水の集水タンクへの移送でトリチウム濃度が高まることを予想していた」と、次のように記しています：「・集水タンクへの地下水ドレンの移送量が増加すると、集水タンク内のトリチウム濃度が上昇することは想定していましたが、集水タンクへ移送出来ない場合は、前述のとおり汚染した地下水が海洋へ流出してしまう虞があります。これを回避するために、中継タンクからタービン建屋に移送できるよう設置した移送ラインを使い、緊急対応として移送を実施したものです。」

「当社は、『緊急対応としてのタービン建屋移送ラインを設置』した旨を2015年当時、同庁に伝えております。」

原子力規制委員会も2023年5月10日の「福島第一原発の実施計画(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)」認可時のパブコメ意見への回答で次のように考え方を示しています：

「規制委員会は、2015年当時、『地下水ドレン汲上げ水』のタービン建屋への移送が緊急対応の一環であることから、実施計画に当該移送に係る設備等を記載することは求めていませんが、2015年12月の第38回特定原子力施設監視・評価検討会において東京電力から移送に係る実施状況の報告を受け、その内容を確認しています。」

移送ラインはトリチウム濃度上昇時に備えたもの

これらを裏付ける新たな資料がようやく見つかりました。今年4月10日に行われた「地下水ドレン・ウェルポイントの運用に関する面談」の東京電力による「地下水ドレンの移送先に関する説明資料」がそれです。2月9日交渉後の面談で、そこには、私たちの分析結果を追認する次のような記述があります：

「2015.11.5～2018.8.27の期間において今回計算した結果、集水タンクは約12万m³、T/B建屋への移送量は約6.5万m³であった。」

「なお、地下水ドレンからWPタンク(ウェルタンク)を経由しての2号T/Bへ移送については、2017年3月以降、連続的な移送は実施していない。但し、2017年10月の豪雨時に一時的な移送(9日間)、2018年3月に急な降雨対応として2日間の移送を実施しており、その他2018年8月に当直への作業依頼間違いに伴う僅かな移送があった以降は、このラインを使つての移送は実施していない。それ以降、地下水ドレンからのT/Bへの移送は、地下水ドレン前処理設備(実施計画対象設備)を介した3号T/Bへの移送である。」

これらはすべて、私たちの主張を追認する内容でした。さらに、この資料には2015年11月18日の面談資料とその参考資料(2015年8月28日の面談資料)も添付されていて、そこには、東京電力が未だに認めようとしていない次の重要な記述もありました：

「地下水ドレンでくみ上げた地下水は、トリチウム濃度上昇時に備えて、緊急対応としてタービン建屋に移送できるよう移送ラインを設置済み。」

つまり、東京電力は2015年当時の原子力規制庁との面談でタービン建屋への移送ラインはトリチウム濃度上昇時に備えたものだと認めていたのです。しかも、11月の地下水ドレン汲上げ開始前、遅くとも8月28日までに勝手に設置し、原子力規制庁には事後報告でした。これ自体が実施計画違反であるにもかかわらず、規制庁は面談で異議を唱えず、実施計画変更申請の指導もせず、黙認していたのです。

トリチウム濃度が高いことは既知の事実だった

では、ここに言う「トリチウム濃度の上昇」は、「緊急対応を要する事態」だったのでしょうか。違います。海側遮水壁閉合前、2015年1～10月の1・2号機間ウェルポイント汲上げ水で5万～10万Bq/L、周辺観測孔で10万Bq/L前後の高濃度トリチウムが検出されていましたし、地下水ドレン汲上げ前のサンプルデータでもトリチウム濃度が高いことは既知の事実でした。

福島県漁連から「サブドレン及び地下水ドレン汲上げ水の運用方針」への同意が得られる1ヶ月以上前の2015年8月に採取された地下水ドレン汲上げ水のトリチウム濃度は、表3のように、中継タンクCでは260Bq/Lと低かったものの、中継タンクAで3,800Bq/L、中継タンクBで2,500Bq/Lと高く、10月には4,400Bq/Lと13,000Bq/L、11月には5,700Bq/Lと18,000Bq/Lとさらに高くなっていました。これは海側遮水壁閉合後、急にわかったことではなく、数ヶ月前からわかっていた既知の事実でした。

つまり、「トリチウム濃度上昇時に備えて移送ラインを設置した」のではなく、「中継タンクA・B汲上げ水はトリチウム濃度が高く、集水タンクへ移送すると満水時に1,500Bq/Lを超える虞があり、集水タンクへ移送できないからタービン建屋への移送ラインを設置した」のです。これは「緊急対応」ではなく、既知の事実に対応する「通常対応」だったのです。2015年当時、東京電力も原子力規制庁も、「緊急対応による移送ライン設置」および「緊急対応によるタービン建屋への移送」としておけば、実施計画違反や実施計画不備の責任は問われないと高をくくっていたのでしょう。最初からグルだったのではないのでしょうか。

図1のサブドレン及び地下水ドレン排水のトリチウム濃度は200Bq/L前後ですが、地下水ドレン中継タンクA・Bの汲上げ水が集水タンクへ移送されていたら、1,500Bq/L近くへ跳ね上がっていたと思われます。現に、表3のように、その後も、2015年11～12月のトリチウム濃度は中継タンクAで4,700～8,100Bq/L、Bで4,300～18,000Bq/Lと高い状態が続き、中継タンクCでは160～270Bq/Lと低濃度でした。しかし、中継タンクBでは、2016年4月頃には1,500～2,400Bq/Lへ低下し、集水タンク満水時に1,500Bq/Lを超えない範囲で、タービン建屋から集水タンクへの移送切替が順次進められ、2016年12月には全量が集水タンク移送に切替られています。

つまり、地下水ドレン中継タンクから集水タンクとタービン建屋のいずれへ移送するかはトリチウム濃度によって決定されていたのです。東京電力はこの事実を認めようとしていませんが、2015年11月18日の面談資料がそのウソを暴く根拠資料なのです。

「緊急対応」の言い訳はもはや通用しません。地下水ドレン汲上水のタービン建屋への移送は、集水タンク満水時にトリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えることを防ぐために実施されたものです。タービン建屋へ移送されALPSで処理された6.5万トンの水は本

来は集水タンクへ移送されるべき水であり、集水タンク満水時にトリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えてタンク等で貯留し続けることになっていた水です。これを希釈して海洋放出するのは実施計画違反です。理不尽を許さず、何としても海洋放出を阻止しましょう。

表3. サブドレン及び地下水ドレン中継タンクでの汲上げ地下水分析結果トリチウム濃度[Bq/L]

試料採取日 *	サブドレン中継タンク					地下水ドレン中継タンク		
	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	A	B	C
2015/8/17	—	—	—	—	—	3,800	2,500	260
2015/9/6	470	290	850	140	ND(90)	—	—	—
2015/9/10	430	360	1,200	150	ND(90)	—	—	—
2015/9/17	460	310	1,700	ND(93)	120	—	—	—
2015/9/24	460	280	480	ND(86)	100	—	—	—
2015/10/1	550	230	330	ND(93)	130	—	—	—
2015/10/7	460	260	720	ND(95)	ND(94)	4,400	13,000	290
2015/10/15	480	250	580	ND(92)	ND(91)	—	—	—
2015/10/22	510	170	450	ND(94)	ND(89)	—	—	—
2015/10/29	430	190	540	ND(94)	120	—	—	—
2015/11/9	400	230	430	ND(92)	ND(93)	5,700	18,000	260
2015/11/13	460	140	350	110	110	6,600	13,000	270
2015/11/20	120	260	630	160	ND(94)	8,100	5,100	160
2015/11/27	110	210	560	140	170	6,600	5,300	210
2015/12/4	190	180	470	93	140	6,200	6,600	230
2015/12/11	200	200	450	ND(90)	ND(95)	5,200	7,400	270
2015/12/18	200	410	470	87	170	6,000	4,700	240
2015/12/25	210	260	350	100	ND(130)	4,700	4,300	190
2016/1/1	170	300	320	ND(90)	ND(130)	4,000	3,800	140
2016/1/8	200	300	310	120	150	5,400	4,500	510
2016/1/15	ND(130)	420	320	120	ND(130)	5,000	4,600	270
2016/1/22	200	510	320	ND(91)	ND(120)	4,800	4,000	420
2016/1/29	190	390	400	360	110	5,500	4,000	500
2016/2/5	380	520	430	ND(130)	210	5,100	2,800	290
2016/2/12	160	450	480	ND(110)	ND(110)	5,000	2,800	320
2016/2/19	ND(110)	260	290	ND(110)	ND(110)	4,800	3,300	350
2016/2/26	260	350	380	110	170	4,900	3,000	630
2016/3/4	180	400	320	ND(110)	96	4,700	3,700	310
2016/3/11	200	380	320	110	ND(120)	5,200	4,700	450
2016/3/18	180	340	340	130	130	5,300	3,800	270
2016/3/25	160	380	270	300	ND(100)	4,700	3,700	210
2016/4/1	180	300	290	180	71	5,200	4,500	330
2016/4/8	290	ND(120)	260	210	140	3,900	3,000	310
2016/4/15	240	ND(120)	260	190	ND(100)	3,600	3,300	240
2016/4/22	200	310	400	ND(110)	ND(100)	3,600	1,700	280
2016/4/29	210	350	340	180	140	3,700	3,100	360
2016/5/6	230	390	360	390	190	4,000	1,500	320
2016/5/13	160	350	230	250	130	4,100	2,400	270
2016/5/20	230	300	290	290	110	4,900	1,900	320
2016/5/27	150	170	290	230	ND(110)	4,500	1,700	210

注:「ND(130)」は「130Bq/Lを検出限界値とし、それ未満である」ことを示す。(出典:東京電力ホームページ「福島第一原子力発電所周辺の放射性物質の分析結果—サブドレン・地下水ドレンに関するサンプリング」;2016/5/27までのデータしか公表されていない)

